

教員採用試験

2025

教職教養

テキスト

TEXT

教育法規



## コントロールタワー

講義回	学習内容		テキスト			トレーニング
	テーマ	内容	章	節	対応ページ	対応問題
第1回	教育と法規	近代公教育	第1章	1	P.1	問題 1～10
		教育法規の種類		2	P.3	
	教育の基本に関する法規	日本国憲法	第2章	1	P.6	
		教育基本法		2	P.11	
第2回	学校の管理運営に関する法規	学校の種類と設置者	第3章	1	P.22	問題 1～19
第3回		学校教育の目的・目標		2	P.28	
		学校の管理運営の基本に関する法規		3	P.35	
		学校の設置の基準		4	P.40	
		学校の協議機関		5	P.46	
		学校表簿・指導要録		6	P.51	
		教科書・補助教材・著作権		7	P.54	
第4回	児童生徒に関する法規	就学に関する規定	第4章	1	P.64	問題 1～13
第5回		懲戒と体罰・出席停止		2	P.71	
		児童・生徒の保護		3	P.79	
第6回	教育職員に関する法規	教職員の種類と職務	第5章	1	P.90	問題 1～18
		教職員の任用		2	P.102	
		教育職員免許状		3	P.109	
		教職員の研修		4	P.120	
		教職員のサービス・処分		5	P.129	
第7回	特別支援教育に関する法規	特別支援教育の目的と教育機関	第6章	1	P.140	問題 1～9
		特別支援教育に関する基準		2	P.150	
		障害者差別解消法		3	P.153	
第8回	学校保健・学校安全等に関する法規	学校保健安全法	第7章	1	P.160	問題 1～11
		健康診断・感染症とその予防		2	P.165	
		学校給食・食育		3	P.171	
第8回	教育行政に関する法規	教育行政の原則	第8章	1	P.177	問題 1～5
		文部科学省・中央教育審議会		2	P.179	
		教育委員会		3	P.183	
	社会教育に関する法規	社会教育	第9章	1	P.195	問題 1～4
		生涯学習		2	P.210	
	その他の教育法規	学校図書館法	第10章	1	P.215	問題 1～5
		学校事故		2	P.217	
		子どもたちへの支援		3	P.219	

教職教養 過去3年分の出題傾向表1 2021年～2023年実施試験

科目	分野	北海道・札幌市			青森県			岩手県			秋田県			宮城県・仙台市			山形県			福島県			栃木県			群馬県			
		2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	
教育原理	教育論				○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○							
	教育課程論	○				○																							
	学習指導要領	○	○	○		○	○				○					○				○	○	○					○	○	
	道徳教育	○		○												○				○	○								
	特別活動・総合学習		○			○					○					○				○	○								
	生徒指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	特別支援教育	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	
	人権教育		○													○												○	
	キャリア教育・情報教育			○		○					○				○	○	○	○								○		○	○
	社会教育・生涯学習																										○		
その他																													
教育法規	教育の基本				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	管理運営				○			○	○	○				○					○	○	○			○	○		○	○	
	児童生徒	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	教職員			○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	特別支援教育					○					○	○																	
	学校保健・安全		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○		○	○		
	教育行政																○												
	社会教育																												
	その他					○											○											○	
教育心理	発達		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	学習					○		○	○	○	○	○			○								○			○	○		
	人格・適応	○						○	○	○	○	○		○		○								○		○	○		
	その他の心理領域					○	○		○						○	○								○	○	○	○		
	教育評価					○	○	○	○		○				○										○		○		
教育史	学級集団					○																	○						
	西洋教育史					○	○	○	○	○	○	○				○							○	○	○				
	日本教育史			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	教育時事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※TACの講義やテキストでの取扱い論点に照らして「○（出題あり）」をつけています。受講の際に参考にしてください。（他社の参考書等とは各テーマの取扱い論点異なる場合があります。また、ローカル問題については反映していません。）

教職教養 過去3年分の出題傾向表2 2021年～2023年実施試験

科目	分野	茨城県			埼玉県・さいたま市			千葉県・千葉市			東京都			川崎市・相模原市			神奈川県・横浜市			新潟県・新潟市			富山県			石川県			福井県		
		2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021			
教育原理	教育論				○	○						○	○	○	○	○	○														
	教育課程論	○									○			○																	
	学習指導要領				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○															
	道德教育									○		○			○																
	特別活動・総合学習										○	○	○	○																	
	生徒指導	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○			○			
	特別支援教育		○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○					
	人権教育						○					○	○															○			
	キャリア教育・情報教育		○	○		○		○	○	○	○	○	○							○	○	○									
	社会教育・生涯学習																			○	○	○	○								
その他																		○													
教育法規	教育の基本	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	管理運営	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○						○		○				○	○	○			
	児童生徒		○	○	○	○			○	○	○	○					○									○	○	○			
	教職員	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	特別支援教育		○			○									○		○											○			
	学校保健・安全	○	○		○	○	○		○	○	○	○					○						○	○	○						
	教育行政			○							○	○	○																		
	社会教育																														
その他									○						○																
教育心理	発達						○		○	○	○	○	○	○	○	○				○						○	○	○			
	学習					○			○	○	○	○	○	○	○											○					
	人格・適応								○											○	○										
	その他の心理領域										○				○	○										○	○				
	教育評価						○			○		○	○							○						○	○	○			
教育史	西洋教育史				○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	日本教育史						○		○	○		○	○												○			○			
教育時事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

※TACの講義やテキストでの取扱い論点に照らして「○（出題あり）」をつけています。受講の際に参考にしてください。（他社の参考書等とは各テーマの取扱い論点が異なる場合があります。また、ローカル問題については反映していません。）

教職教養 過去3年分の出題傾向表3 2021年～2023年実施試験

科目	分野	山梨県			長野県			岐阜県			静岡県・静岡市・浜松市			愛知県			名古屋市			三重県			滋賀県			京都府				
		2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021		
教育原理	教育論	○	○								○	○	○			○	○	○												
	教育課程論																													
	学習指導要領	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	
	道德教育			○		○																				○	○	○		
	特別活動・総合学習	○	○		○	○							○																	
	生徒指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	特別支援教育				○			○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	人権教育							○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
	キャリア教育・情報教育					○	○	○				○		○			○						○					○		
	社会教育・生涯学習																													
その他																														
教育法規	教育の基本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														○	○	○	
	児童生徒		○	○		○							○			○									○					
	教職員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	特別支援教育					○							○	○	○												○	○		
	学校保健・安全	○	○	○		○	○	○	○	○			○				○							○	○	○				
	教育行政																													
	社会教育																													
	その他								○	○																			○	
教育心理	発達		○	○			○	○	○		○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	学習						○	○	○		○		○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	人格・適応						○	○	○		○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他の心理領域											○			○					○										
	教育評価	○												○										○	○					
教育史	学級集団													○																
	西洋教育史	○	○	○							○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日本教育史	○	○	○						○			○	○	○				○											
	教育時事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※TACの講義やテキストでの取扱い論点に照らして「○（出題あり）」をつけています。受講の際に参考にしてください。（他社の参考書等とは各テーマの取扱い論点異なる場合があります。また、ローカル問題については反映していません。）

教職教養 過去3年分の出題傾向表4 2021年～2023年実施試験

科目	分野	京都市			大阪府・大阪市・堺市・豊能地区			兵庫県			神戸市			大和高田市・奈良県			和歌山県			鳥取県			島根県			岡山県		
		2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021			
教育原理	教育論	○	○		○	○	○			○	○	○																
	教育課程論				○																							
	学習指導要領		○		○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○									
	道徳教育													○	○	○												
	特別活動・総合学習																			○	○	○						
	生徒指導		○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	
	特別支援教育	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	
	人権教育	○	○		○	○	○			○	○		○	○	○		○	○					○	○		○	○	
	キャリア教育・情報教育					○	○		○	○			○	○			○						○	○	○		○	
	社会教育・生涯学習																											
その他																												
教育法規	教育の基本	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	
	管理運営	○				○	○			○	○	○	○	○	○		○					○			○		○	
	児童生徒	○				○				○	○			○								○	○		○		○	
	教職員					○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○		○	○	○	
	特別支援教育					○	○		○	○												○						
	学校保健・安全	○	○			○	○		○	○			○	○	○								○	○		○	○	
	教育行政																											
	社会教育	○																										
その他		○			○	○							○	○	○							○						
教育心理	発達					○				○	○	○	○	○	○		○					○			○		○	
	学習					○	○	○		○			○	○	○	○									○		○	
	人格・適応							○		○			○	○											○	○		
	その他の心理領域		○								○			○											○	○	○	
	教育評価										○			○									○	○		○		
教育史	西洋教育史	○	○			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○							○		○	
	日本教育史					○				○			○	○	○	○	○	○							○		○	
教育時事		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※TACの講義やテキストでの取扱い論点に照らして「○（出題あり）」をつけています。受講の際に参考にしてください。（他社の参考書等とは各テーマの取扱い論点が異なる場合があります。また、ローカル問題については反映していません。）

教職教養 過去3年分の出題傾向表5 2021年～2023年実施試験

科目	分野	岡山市			広島県・広島市			山口県			徳島県			香川県			愛媛県			高知県			福岡県・福岡市・北九州市			佐賀県		
		2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021			
教育原理	教育論							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	教育課程論								○								○								○			
	学習指導要領	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	道徳教育				○																	○	○	○				
	特別活動・総合学習											○	○	○					○	○	○	○	○	○				
	生徒指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	特別支援教育	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○				○	○	○	○	○			
	人権教育	○	○	○	○	○		○	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○			
	キャリア教育・情報教育	○	○	○	○				○	○	○								○			○	○	○	○			
	社会教育・生涯学習																											
その他																												
教育法規	教育の基本	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	管理運営				○	○	○	○	○		○			○	○	○		○	○					○	○			
	児童生徒				○	○	○		○	○	○				○			○	○			○	○	○	○			
	教職員			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	特別支援教育			○	○	○	○		○		○							○	○					○				
	学校保健・安全	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○			
	教育行政								○																			
	社会教育									○																		
	その他						○																○		○			
教育心理	発達							○	○	○	○	○	○	○					○			○	○	○				
	学習							○	○	○	○	○							○	○		○	○	○				
	人格・適応								○		○			○					○				○	○				
	その他の心理領域								○	○				○							○							
	教育評価							○	○	○	○			○	○					○			○	○				
教育史	学級集団									○																		
	西洋教育史						○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	日本教育史							○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○				
	教育時事	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

※TACの講義やテキストでの取扱い論点に照らして「○（出題あり）」をつけています。受講の際に参考にしてください。（他社の参考書等とは各テーマの取扱い論点が異なる場合があります。また、ローカル問題については反映していません。）

教職教養 過去3年分の出題傾向表6 2021年～2023年実施試験

科目	分野	長崎県			熊本県			熊本市			大分県			宮崎県			鹿児島県			沖縄県		
		2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021
教育原理	教育論	○	○	○				○			○	○		○		○	○			○	○	○
	教育課程論				○												○					
	学習指導要領	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道德教育			○								○		○	○					○		○
	特別活動・総合学習													○	○	○				○		○
	生徒指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	特別支援教育	○	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
	人権教育	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○			
	キャリア教育・情報教育		○	○				○		○			○	○		○						○
	社会教育・生涯学習																					
その他																						
教育法規	教育の基本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	管理運営	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○		○
	児童生徒	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○		○		○	○	○
	教職員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	特別支援教育	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	学校保健・安全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○
	教育行政				○		○			○		○	○							○	○	
	社会教育																					
その他					○			○		○	○	○	○	○							○	
教育心理	発達	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	学習	○		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	人格・適応		○	○		○		○		○	○	○	○	○	○							○
	その他の心理領域		○		○	○					○	○					○	○				○
	教育評価	○		○	○		○			○	○	○	○			○			○	○		
	学級集団			○										○								
教育史	西洋教育史	○	○	○				○			○	○		○		○	○			○	○	○
	日本教育史	○	○	○				○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
教育時事		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※TACの講義やテキストでの取扱い論点に照らして「○（出題あり）」をつけています。受講の際に参考にしてください。（他社の参考書等とは各テーマの取扱い論点が異なる場合があります。また、ローカル問題については反映していません。）

## 本書の特長と使い方

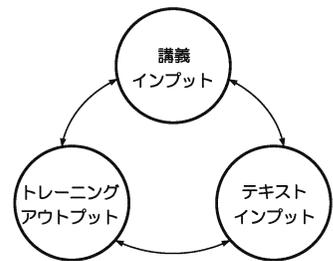
本書は教員採用試験合格のための専用テキストであり、次のような方針で作成されている。

### 1. 本書の構成

このテキストは、本書一冊で初めて学習する人でも、無理なく合格に必要な知識を身に付けられるよう、本試験における重要論点をわかりやすくまとめている。また講義とWebトレーニング（Web Schoolで学習可能）に沿った構成となっており、関連する事柄はコントロールタワーで確認できる。

### 2. 本書の使用法

講義はコントロールタワーの進度に従い、このテキストに沿って進行する。講義では全体像の把握と重要論点を理解するための解説に重点が置かれるので、必要に応じてテキストの細かな情報にも目を通してほしい。また、学習した内容が本試験でどのように問われているのかを、Webトレーニングの該当問題を解いて必ず確認すること。



### 3. 本書の表記

#### (1) 「重要キーワード 暗記&checkシート」について

章の最後には、重要ワードのチェックリストを収載している。暗記ペンなどを使用して復習し、記憶の定着がされているか、定期的にチェックしよう。

#### (2) 「学習指導要領」について

本書中の「学習指導要領」は、特に記載がある場合を除いて、2017（平成29）年、2018（平成30）年公示版学習指導要領のことを示す。

# 教育と法規

## 第1節 近代公教育

### 1. 近代公教育

#### (1) 公教育とは

公教育とは「公の性質」を持ち、国や地方公共団体の定める法律や条例などの定めにもとづいて運営されている教育のことをいう。

「公の性質」とは、教育基本法第6条<sup>※1</sup>に規定されていることに由来する。この条文で定める「法律に定める学校」、つまり、国が設置する国立学校、地方公共団体が設置する公立学校、学校法人が設置する私立学校も、法律や条例などにもとづいて設置、運営されていることから公教育に含まれる。

#### (2) 近代公教育成立の3原則

義務性	日本国憲法第26条第2項 <sup>※2</sup> では、保護者 <sup>※3</sup> に対してその「保護する子女」に対して教育を受けさせる義務を課している。 また教育基本法第5条第1項でも、同様に「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う」と規定している。 <sup>※4</sup>
無償性	日本国憲法第26条第2項では、「義務教育は、これを無償とする」と規定され、また教育基本法第5条第4項 <sup>※5</sup> で、その「無償」の範囲を国・公立学校における「授業料」と規定している。 さらに学校教育法第6条にも同様の規定がある。 <sup>※6</sup>
世俗性 (中立性)	ヨーロッパにおいて、教育は教会に付設された施設で神父がキリスト教の教義に基づいて行われてきた。コンドルセなどが参加したフランスの革命政府は、教育をすべ

※1  
「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって……」

※2  
「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。……」

※3  
親権者

※4  
日本で義務教育制度が規定されたのは、1886（明治19）年施行の小学校令

※5  
「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」

※6  
日本での義務教育の無償措置は、1900（明治33）年施行の第3次小学校令

ての国民の権利として捉え、教育の非宗教化、世俗化を目指し、公教育を打ち立てようと努力した。

## 第2節 教育法規の種類

### 1. 形式上の分類

	法	説明	具体例
法の形式上の分類	成文法	文書の形で制定・公表された法	法律・条例など
	不文法	文書で表されていないもの	判例・慣習法・条理の

#### 成文法の種類

国の法規	憲法	国の最高法規。裁判所には違憲立法審査権※1が与えられている。
	法律	国会の衆議院・参議院両院の議決によって成立する。国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署し、天皇が公布する。
	政令	内閣が制定する命令で、命令の中ではもっとも優位である。(施行令)
	省令 府令	各省の大臣が、法律もしくは政令を施行するため、特別の委任に基づいて発する命令。(施行規則)
	規則	各委員会・各庁の長官が制定する。法や政令、省令よりも下位。
	告示	各大臣、各委員会、各庁の長官が、決定事項を公式に知らせるための公示の一種。※2
	訓令 通達	各省大臣、各委員会・各庁の長が、別の行政機関(下級官庁)または職員に対して権限行使を指揮するために発する命令。
地方公共団体の法規	条例	地方公共団体は議会の議決を経て条例を制定する。
	規則	国の定めた法令またはその地方公共団体が制定した条例に反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して規則を制定する。

※1  
すべての法律などが、憲法に違反するか否かを審査する権限。

※2  
本来、告示は法律の性格をもたないが、実質的に上位の法規を補完する場合には法規政令の性格を持つ。文部科学省告示としては、小・中・高等学校学習指導要領や教科用図書検定基準などが該当する。

## 重要キーワード 暗記 &amp; checkシート

## 第1章 教育と法規

## ■近代公教育

公教育とは	公の性質、法律や条例などの定めにもとづいて運営
近代公教育成立の3原則	・義務性 ・無償性 ・世俗性（宗教的中立性）

## ■形式上の分類

成文法	文書化された法（法律、条例など）
不文法	非文書化の法（判例、慣習法、条理）

MEMO

# 教育の基本に関する法規

## 第1節 日本国憲法

### 1. 日本国憲法の基本原理

国民主権	前文と第1条に明記される。帝国憲法において主権者であった天皇は「日本国の象徴」「日本国民統合の象徴」であり、その地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」（第1条）と規定された。 国民が直接に国政に参加するのではなく、選挙によって国民の代表者を選出する、 <b>議会制民主主義</b> を採用している。
基本的人権の尊重	第11条で「侵すことのできない <b>永久の権利</b> 」として基本的人権を保障している。
平和主義	前文において「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とし、第9条では「戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認」を掲げ、徹底した平和主義を貫いている。

2. 日本国憲法の主要条文

(1) 基本的人権の享有と本質

日本国憲法 第11条	国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
---------------	---

基本的人権とは、全国民が当然に有しており、日本国内に居住している人（外国籍含）に与えられる権利とされている。

特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固有性※1</li> <li>・ 不可侵性※2</li> <li>・ 普遍性※3</li> </ul>		
種類	自由権	精神的自由権	<b>思想・良心の自由</b> （第19条） <b>信教の自由</b> （第20条） <b>表現の自由</b> （第21条） <b>学問の自由</b> （第23条）
		経済的自由権	<b>居住・移転の自由</b> （第22条） <b>職業選択の自由</b> （第22条） <b>財産権</b> （第29条）
		身体的自由権	<b>奴隷的拘束の禁止</b> （第18条） <b>適正手続の保障</b> （第31条） <b>刑事被告人の権利</b> （第37条等）
	社会権	生きていく上で、人間らしい文化的な生活を維持していくための権利。※4	
	参政権	国民が政治に参加する権利。 ※5	
受益権	人権を確保するための権利。 ※6		

※1  
人が人であることによって生来的に当然有している権利であり、国家や憲法、法律などによって規定され、与えられるものではないということ。

※2  
国家権力などによって侵害されることがないということ。

※3  
人種、性、身分、出身などに関わりなく、当然に享有し得る権利であるということ。

※4  
生存権(第25条)・教育を受ける権利(第26条第1項)・労働基本権(第28条)

※5  
選挙権・公務就任権(第15条)

※6  
裁判を受ける権利(第32条)・請願権(第16条) 国家賠償請求権(第17条)・刑事補償請求権(第40条)

(2) 自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止

日本国憲法 第12条	この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
---------------	--

自由及び権利とは、国民が日々の生活の中で主張し続け、実践し続けることによって維持できるものであるとしている。ただし、「濫用」（限度を超えてむやみに使用すること）してはならず、「公共の福祉」のために一定の制限を受ける。

(3) 個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重

日本国憲法 第13条	すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
---------------	---

国家のために個人があるのではなく、あくまでも個人のために国家は存在する。誰もがかけがえない命を持った具体的な個人として尊重され、一人ひとり幸福の中身もその追求もそれぞれ違うものであり、自分が決めた幸福を追い求める過程を幸福追求権として保障している。

(4) 法の下での平等

日本国憲法 第14条 第1項	すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
----------------------	--

国家が国民を不合理に差別してはならないという平等原則と、国家から不合理な差別をされない権利である平等権を、国民に対して保障している。

(5) 全体の奉仕者である公務員

日本国憲法 第15条 第1項 第2項	公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。 2 すべて公務員は、 <b>全体の奉仕者</b> であつて、一部の奉仕者ではない。
-----------------------------	---

公務員は全体の奉仕者であることを規定している。

## (6) 思想・良心の自由

日本国憲法 第19条	思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
---------------	-------------------------

思想・良心の自由は、基本的人権の自由権のうち、精神的自由権に属する。

## (7) 信教の自由

日本国憲法 第20条 第1項 第2項 第3項	<p>信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p> <p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p>
------------------------------------	--

信教の自由の内容は、以下のように捉えることができる。

信仰の自由	宗教を信仰、または信仰しないこと、信仰する宗教を選択し、変更すること等の自由のこと。
宗教的行為の自由	礼拝などの宗教的祝典や儀式などを任意に行ったり、参加したりする自由のこと。
宗教的結社の自由	宗教的行為を目的とする団体を結成する自由、特定の宗教団体に加入、宣伝する自由のこと。

## (8) 表現の自由

日本国憲法 第21条	集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
---------------	-----------------------------------

## (9) 学問の自由

日本国憲法 第23条	学問の自由は、これを保障する。
---------------	-----------------

「学問の自由」を保障しているだけで、「教育」の自由を保障しているわけではない。

(10) 教育を受ける権利

日本国憲法 第26条	すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
第1項	2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
第2項	

教育を受ける権利とは、すべての国民がその能力に応じて、経済的な貧富の差がなく、ひとしく教育を受けることができるように、国家に立法・行政を通じて適切な教育の場を提供することを要求する権利のことである。

「ひとしく」と教育の機会均等を定めているが、「その能力に応じて」としているように、子どもの発達・適性等に応じた教育を行うことになる。

第2項は教育を受けさせる義務の規定であり、親権者にその保護する子どもへ義務教育としての普通教育を受けさせる義務を課している。義務教育の「無償」の範囲は、国・公立学校における授業料のみとなっている。

## 第2節 教育基本法

### (1) 前文

前文	我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々はこの理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。
----	--

教育基本法制定の由来と目的、および法の基調をなしている主義と理想を明らかにするために、前文が置かれた。※1

※1  
教育基本法は1947（昭和22）年制定、2006（平成18）年改正

### (2) 教育の目的

教育基本法 第1条	教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
--------------	--

「教育の目的」を「人格の完成」とし、心身ともに健康な国民が平和で民主的な国家及び社会の形成者となるために必要とされる資質を備えることとしている。

### (3) 教育の目標

教育基本法 第2条	<p>教育は、その目的を実現するため学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに健やかな身体を養うこと。</li> <li>個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を</li> </ol>
--------------	--

	<p>養うこと。</p> <p>3. 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>4. 生命を尊び自然を大切にし環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>5. 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>
--	--

第1条で掲げた「教育の目的」を実現するため、重要と考えられる事柄を5つに整理して「教育の目標」として規定した。

#### (4) 生涯学習の理念

教育基本法	(生涯学習の理念)
第3条	国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

#### (5) 教育の機会均等

教育基本法	すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
第4条	
第1項	
第2項	
第3項	<p>2 国及び地方公共団体は、障害のある者がその障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p>

第1項は、憲法第14条の「法の下での平等」原則を教育に置きかえて、「教

育の機会均等」をうたった規定で、第2項は「障害のある者」への国や地方公共団体による「教育上必要な支援」の必要性を規定している。

第3項は、経済的理由による修学困難者に対する国と地方公共団体の「奨学の措置」を定めたもので、学校教育法などで、より具体的に規定されている。

### (6) 義務教育

教育基本法	国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
第5条	
第1項	2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を
第2項	培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる
第3項	基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
第4項	3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

第2項は義務教育の目的を定めており、第3項は義務教育の機会の保障や水準の確保のために、国と地方公共団体との役割分担および協力、実施の責任を定めたものである。第4項は国公立学校における義務教育期間の授業料の不徴収を規定したものである。※1

### (7) 学校教育

教育基本法	法律に定める学校は、公の性質を有するものであって国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
第6条	
第1項	2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
第2項	

※1  
学校教育法には次のような規定がある。「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。」(第6条)

(8) 大学

教育基本法 第7条 第1項 第2項	<p>大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> <p>2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>
----------------------------	---

教育基本法の中で独立項目が立てられている学校種は大学だけである。

(9) 私立学校

教育基本法 第8条	<p>私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。</p>
--------------	--

(10) 教員

教育基本法 第9条 第1項 第2項	<p>法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。</p> <p>2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。</p>
----------------------------	---

第1項にある「法律に定める学校」とは、第6条と同様に設置者に関わりなく国公立すべての学校を意味しており、そのすべての「教員」を対象とした規定である。従来「研究と修養」との文言は教育公務員特例法に盛り込まれていたものであったが、改正法によって私立学校の教員にも「研究と修養」に励むべきことが示された。

第2項にある「待遇の適正」については、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」において、「義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない」（第3条）として

## (11) 家庭教育

教育基本法 第10条 第1項 第2項	<p>父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>
-----------------------------	---

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的な規範、自立心などを育成する上で非常に重要な役割を担う。

## (12) 幼児期の教育

教育基本法 第11条	<p>幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</p>
---------------	--

幼児期の教育は子どもの心身の健やかな成長を促すという意図をもって行われるべきであり、それは家庭や幼稚園のみならず、地域社会においても意図されるべきものである。

そうした重要性により、国および地方公共団体が環境整備などを通じて、幼児教育の振興に努めなければならないことを規定している。

## (13) 社会教育

教育基本法 第12条 第1項 第2項	<p>個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</p>
-----------------------------	--

社会教育について、社会教育法では「……学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教

育活動※2をいう」(第2条)としているが、ここでは「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」と定義づけている。

※2  
体育及びレクリエーションの活動を含む。

(14) 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

教育基本法 第13条	学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。
---------------	---

学校、家庭、地域社会の三者がそれぞれに子どもの教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携協力して教育の目的の実現に取り組むことが重要となる。

(15) 政治教育

教育基本法 第14条	良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
第1項	2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。
第2項	

第1項は国民の政治的教養と政治道徳の向上が必要であるということを踏まえており、第2項は法に定める学校の政治教育では、特定の党派の政治教育を禁止し、教育の政治的中立の確保を規定している。

(16) 宗教教育

教育基本法 第15条	宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
第1項	
第2項	2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

憲法第20条を踏まえた規定である。第1項の「宗教に関する一般的な教養」は国際関係が緊密化・複雑化する中であって、他の国の文化・民族について学ぶためには、宗教の役割を客観的に学ぶことは極めて重要であり、その具体的な内容として宗教の歴史や特色、世界における宗教の分布などの知識を習得するということである。

第2項は憲法<sup>※3</sup>の原則を踏まえたもので、国公立の学校においては、特定の宗教に関する教育、活動を禁止している。

ただし私立学校の中には、特定の宗教団体が学校法人を設立して設置したのもあるため、私立学校での宗教教育は禁じられていない。

「宗教」の教科を置く学校にあっては、法の判断<sup>※4</sup>によって「宗教」をもって、「道徳」に代えることができる特例も認められている。

※3  
第20条第3項に定める政教分離の原則

※4  
学校教育法施行規則第50条第2項等

(17) 教育行政

教育基本法 第16条 第1項 第2項 第3項 第4項	<p>教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。</p> <p>2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。</p> <p>3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p>
---	---

第2項と第3項は、国と地方公共団体における教育に関する責務を定めたものであり、第4項は教育財政に関する必要な措置を講じる必要性を規定している。

(18) 教育振興基本計画

教育基本法 第17条 第1項 第2項	<p>政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定めこれを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のた</p>
-----------------------------	--

	めの施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならぬ。
--	--------------------------------

教育振興基本計画については、文部科学省が国会に報告した教育振興基本計画の「はじめに」で次のように述べている。

教育振興基本計画 「はじめに」	教育改革を実効あるものとするためには、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、同法第17条第1項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画（教育振興基本計画）を定めることが規定された。
--------------------	---

この規定に基づき、文部科学省は2008（平成20）年7月に第1期教育振興基本計画を作成し、続いて2013（平成25）年6月に第2期教育振興基本計画、2018（平成30）年6月に第3期教育振興基本計画、2023年6月に第4期教育振興基本計画を閣議決定している。

地方公共団体でもその地方の特質に応じた教育振興基本計画を作成している自治体が多くなっている。

MEMO

## 重要キーワード 暗記 &amp; checkシート

## 第2章 教育の基本に関する法規

## ■日本国憲法の基本原理

・国民主権 ・基本的人権の尊重 ・平和主義

## ■日本国憲法の各条項

第11条	基本的人権 → ・精神的自由権 ・経済的自由権 ・身体的自由権 永久の権利 → ・自由権 ・社会権 ・参政権 ・受益権
第12条	・自由、権利の保持の責任 ・濫用の禁止
第13条	・生命 ・自由 ・幸福追求
第14条	・法の下に平等 ・差別されない → 人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的、経済的、社会的関係
第15条	全体の奉仕者である公務員
第19条	思想及び良心の自由 → ・信仰の自由 ・宗教的行為の自由 ・宗教的結社の自由
第21条	表現の自由
第23条	学問の自由 → ・学問研究の自由 ・研究発表の自由 ・教授(教育)の自由
第26条	教育を受ける権利 → ・能力に応じて ・保護する子女 ・普通教育 ・義務を負う ・無償

## ■教育基本法

前文	・民主的で文化的な国家 ・世界平和 ・人類の福祉の向上に貢献 ・個人の尊厳を尊重 ・真理と正義 ・公共の精神 ・豊かな人間性、創造性 ・伝統の継承 ・新しい文化の創造
第1条	・人格の完成 ・平和で民主的な国家 ・社会の形成者としての資質 ・心身ともに健康
第2条	1 ・知識 ・道徳心 ・身体 2 ・個人の価値を尊重 ・創造性 ・自主及び自律の精神 ・職業及び生活との関連 ・勤労態度 3 ・正義、責任 ・男女平等 ・自他敬愛と協力 ・公共の精神 ・主体的に社会の形成に参画 ・発展に寄与 4 ・生命を尊ぶ ・環境保全 5 ・伝統と文化の尊重 ・我が国と郷土を愛する ・他国の尊重 ・国際社会の平和と発展に寄与
第3条	・生涯教育

第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その能力に応じた教育を受ける機会</li> <li>・教育上差別されない</li> <li>・国及び地方公共団体 → 障害のある者への支援、経済的援助</li> </ul>
第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護する子 → 普通教育を受けさせる義務を負う</li> <li>・個人の有する能力を伸ばす</li> <li>・自立的に生きる</li> <li>・国家及び社会形成者としての資質</li> <li>・義務教育機会の保障</li> <li>・水準確保</li> <li>・適切な役割分担</li> <li>・実施責任</li> <li>・授業料の不徴収</li> </ul>
第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学 →</li> <li>・学術中心</li> <li>・教養と専門的能力</li> <li>・社会の発展に寄与</li> <li>・自主、自律の尊重</li> </ul>
第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校 → 自主性の尊重 助成し振興に努める</li> </ul>
第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教員 →</li> <li>・崇高な使命を自覚</li> <li>・研究と修養</li> <li>・職責を遂行</li> <li>・身分の尊重</li> <li>・適正な待遇</li> <li>・養成と研修の充実</li> </ul>
第10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育 → 第一義的責任</li> <li>・習慣、自立心、心身調和</li> <li>・自主性の尊重</li> <li>・家庭教育を支援</li> </ul>
第14条	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治的教養 → 教育上尊重</li> <li>法律に定める学校 → 特定政党の支持・反対、政治的活動をしてはならない</li> </ul>
第15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>宗教 → 教育上尊重されなければならない</li> <li>国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない</li> </ul>